

子ども食堂に対する市営住宅の使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、健全な次世代の育成のため、地域の子どもやその親に対し、無料又は安価で栄養ある食事を提供し、団らんと交流の場を創出する事業（以下「子ども食堂」という。）の実施に関する、市営住宅の空き住戸に対する使用許可（以下「目的外使用許可」という。）について、地方自治法第238条の4第7項及び京都市公有財産規則に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「子ども」とは、18歳以下の者をいう。

(対象団地)

第3条 一般の公募への影響が生じない必要があること、市営住宅は入居者の居住、生活の場であり、その本来の機能が十分に保持される必要があることから、目的外使用許可の対象となる団地は、次の各号を満たさなければならない。ただし、第2号について、自治会が組織されていない場合は、代わりに当該団地又は住棟への住民説明会を設け、そこで地元合意を得ることで地元の了承とする。

- (1) 直近5年間の公募倍率の平均が1倍を下回ること。
- (2) 子ども食堂の実施に関し、当該団地の自治会が了承していること。

(対象住戸)

第4条 目的外使用許可の対象となる住戸（以下「使用許可住戸」という。）は、前条の団地の中で、入居の承認がなされていない住戸から選定する。

(使用申請団体の資格)

第5条 目的外使用許可を受けようとする団体・グループ（以下「使用申請団体」という。）は、次の各号の要件を備えるものでなければならない。ただし、第1号について、京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱（所管 京都市子ども若者はぐくみ局子ども家庭支援課）の対象となる水準を上回っていることが必要で、第2号について、自治会が組織されていない場合は、代わりに当該団地又は住棟への住民説明会を設け、そこで地元合意を得ることで地元の了承とする。

- (1) 子ども食堂の実施内容及び実施体制が、適切な水準を満たしていること。
- (2) 子ども食堂の実施に関し、使用許可住戸の属する団地及び住棟の自治会から合意書（第1号様式）により、了承を得ていること。

2 使用申請団体が次の各号に該当する場合は、資格外とする。

- (1) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体
- (2) 営利行為を目的とした団体
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。）の構成員を含む団体又は暴力団若しくはその構成員の統制の下にある団体
- (4) その他活動内容が公序良俗に反する団体

(入居者への説明)

第6条 子ども食堂は、その事業の性質上、多数の子どもやその親が住棟に出入りするものであるため、使用申請団体は、目的外使用許可の申請より前に、使用許可住戸の属する団地及び住棟の自治会に対し、事業計画を説明しなければならない。ただし、自治会が組織されていない場合は、

当該団地又は住棟への説明会の実施で代替することができる。

(対象者)

第7条 使用申請団体が実施する子ども食堂の対象者は、使用許可住戸の属する団地の小学校区及び近隣の小学校区内の子どもやその保護者等とする。

(子ども食堂以外の取組)

第8条 使用申請団体は、市長が特に必要と認めた場合は、利用する子どもの学習サポートに取り組む学習支援活動等、地域課題解決のための事業にも取り組むことができる。

(実施回数と規模)

第9条 本市は、使用申請団体が実施する子ども食堂の社会的意義を鑑み、本来は居住の場である市営住宅の目的外での使用としてその活動を許可するものであり、実施回数とその規模は、次の各号を満たさなければならない。ただし、実施回数等が下回る場合であっても、使用申請団体に帰責事由がない場合等（大規模災害の発生、感染症予防の徹底の要請等）のやむを得ない理由があり、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(1) 実施回数は、月1回以上又は年12回以上で、1回当たり2時間以上とすること。

(2) 実施規模は、原則、子どもの利用が、おおむね5名以上見込めること。

(使用料)

第10条 使用料の額は、京都市公有財産及び物品条例第2条第2項に準じて、市長が定める。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、京都市公有財産及び物品条例第2条第3項各号に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(共益費の負担)

第12条 使用許可を受けた団体は、使用許可住戸の属する住棟の規定に基づき、必要な共益費を負担しなければならない。

(使用許可期間)

第13条 住戸の使用期間は、使用開始予定日から当該予定日の属する年度の末日を超えない範囲内で市長が定めるものとする。

(目的外使用許可の申請)

第14条 使用申請団体は、行政財産使用許可申請書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 規約又は会則

(2) 役員名簿及び連絡先

(3) 子ども食堂の実施責任者、その他補助スタッフの名簿及び連絡先

(4) 事業計画の概要（子ども食堂及びその他の事業の予定実施回数並びに実施予定日、予定参加者数の記載されたもの）

(5) 予算書

(6) 使用申請団体の過去3年間の子ども食堂に係る活動実績（年間の事業活動報告等）

(7) 使用許可を申請する住戸の属する団地及び住棟の自治会への説明内容及び摘録等

(8) 前各号に掲げるもののほか、使用許可申請の審査に当たり必要であると市長が指示する書類

2 使用許可を受けた団体は、使用期間の満了後、引き続き使用許可住戸を使用しようとするときは、使用期間満了の日の30日前までに、「行政財産更新使用許可申請書」（第3号様式）に直近1年間の事業活動報告書を添付して市長に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第15条 使用申請団体は、京都市公有財産及び物品条例第2条第4項の規定により、使用料の減免を受けようとするときは、使用料・延滞金減免申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(使用の許可)

第16条 市長は、第14条の規定による申請内容について、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、住戸の使用を許可することが適当と認めるときは、行政財産使用許可書（第5号様式）により、使用申請団体に通知する。

(使用許可の取消し)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、この使用許可を取り消すことがある。

- (1) 使用許可を受けた団体が、使用料の納付を怠ったとき。
- (2) 使用許可を受けた団体が、使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用許可を受けた団体が、各種法令又は本要綱に違反したとき。
- (4) 本市において、使用許可住戸を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (5) 使用許可を受けた団体が、偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (6) 使用許可を受けた団体が、第7条に掲げる対象者の心身を傷つける行為があったとき。
- (7) 騒音、臭気、火災の発生等、近隣への深刻な迷惑行為があったとき。
- (8) 使用許可を受けた団体の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であることが判明したとき。
- (9) 前8号に定めるほか、市長が必要と認めるとき。

(保証人)

第18条 使用申請団体が、特定非営利活動法人又は自治会等の地縁団体であるときは、保証人を求めない。

(事業実施時の遵守事項)

第19条 使用許可を受けた団体は、次の各号を遵守し、事業を実施しなければならない。

- (1) 事業実施時は、常時、責任者を配置し、安全への配慮を怠らないこと。
- (2) 事業の規模に応じて、必要な人員体制を確保すること。
- (3) 事業で提供する食事は、原則として使用許可を受けた団体又は参加者が直接調理した、栄養バランスを考慮したものとする。
- (4) 食事提供の対価として食事代を徴収する場合は、事業の目的等を勘案した、安価な価格設定とすること。
- (5) 参加者の生活状況を把握し相談に応じるとともに、必要があるときは、関係機関に通告すること。

(衛生管理、食中毒防止、感染防止及び事故防止)

第20条 使用許可を受けた団体は、子ども食堂を実施するに当たり、衛生面での取組として、以下の各号を遵守しなければならない。

- (1) 事業の開始前に管轄の保健所（京都市医療衛生センター）に相談し、指導・助言を求めること。
- (2) 食事の提供における食品の安全確保を図るため、食品衛生法及び各種法令、通知等に基づく

適切な衛生管理体制を構築すること。

- (3) 「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について（通知）」（平成30年6月28日付厚生労働省子ども家庭局長ほか連名通知）における別添8「子ども食堂における衛生管理のポイント」等を参考とし、清潔な環境で取組を実施すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染防止のために、「新型コロナウイルス感染症への対応として子ども食堂の運営上留意すべき事項等について」（令和2年3月3日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡）等を参考とし、徹底した感染防止対策を講じること。
- (5) 参加する子どもの食物アレルギーの有無を確認すること。
- (6) 食中毒や事故が発生したときの対応方法や連絡体制をあらかじめ定めるとともに、発生時には速やかに管轄の保健所及び市長に報告すること。
- (7) 事故及び提供した食事による食中毒が発生した際に対応できる保険に加入すること。

（使用権の譲渡等の禁止）

第21条 使用許可を受けた団体は、使用許可住戸の使用の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は許可を受けた目的以外に使用してはならない。

（届出事項）

第22条 使用許可を受けた団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに「行政財産使用許可内容変更届出書」（第6号様式）に変更内容を証する書類を添付して市長に届け出なければならない。

- (1) 使用許可を受けた団体が名称又は事務所若しくは事業所の所在地を変更したとき。
- (2) 保証人が氏名又は住所（法人その他の団体にあつては、名称又は事務所若しくは事業所の所在地）を変更したとき。
- (3) 使用許可を受けた団体の地位について、相続又は合併等による包括承継その他の変動が生じたとき。
- (4) 保証人を変更しようとするとき。

（住戸内改修）

第23条 使用許可を受けた団体は、使用許可住戸内において、バリアフリー改修又は模様替えをしようとするときは、市長の承認を得なければならない。

（必要費等の補償）

第24条 使用許可を受けた団体は、使用許可住戸に関し必要費又は有益費を支出した場合であっても、あらかじめ市長が承認した場合を除いては、その補償を請求することができない。

（損害賠償）

第25条 使用許可を受けた団体は、使用許可住戸が滅失し、又は損傷したときは、直ちに書面により市長に届け出なければならない。

- 2 使用許可を受けた団体は、その責めに帰すべき事由により使用許可住戸が滅失し、又は損傷したときは、市長の指示に従い、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。
- 3 使用許可を受けた団体が、その責めに帰すべき事由によりこの使用許可を取り消された場合は、これにより本市に生じた損害を賠償しなければならない。

（使用許可を受けた団体の負担する費用）

第26条 次の各号に掲げる費用は、使用許可を受けた団体の負担とする。

(1) 市営住宅のうち、次に掲げる部分以外の部分の修繕に要する費用

ア 家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段その他の構造上重要な部分

イ 給水施設、排水施設、電気施設及び共同ごみ処理施設

ウ 通路

(2) 畳の修繕、破損したガラスの取替えその他の使用許可住戸の軽微な修繕に要する費用

(3) 使用許可住戸の電気、ガス、水道及び下水道の使用料

(4) 廃棄物の処理に要する費用

(原状回復の義務)

第27条 使用許可を受けた団体は、使用期間の満了まで使用するときはその満了の日までに、又は使用許可が取り消されたときは市長が指定する日までに、自己の費用で使用許可住戸を原状に回復しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(善管注意義務)

第28条 使用許可を受けた団体は、使用許可住戸を善良な管理者としての注意をもって管理しなければならない。

(調査協力の義務)

第29条 市長は、使用許可財産について随時その使用状況を実地に調査することができるとともに、使用者は、これに協力しなければならない。

(疑義への対応)

第30条 使用許可住戸の使用又はこの許可条件について疑義が生じたときは、市長の指示によらなければならない。

(報告)

第31条 市長は、使用許可住戸の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認めるときは、使用許可を受けた団体に対し当該住戸の使用状況等の報告を求めることができる。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。